

改正卸売市場法に定めのない遵守事項(その他の遵守事項)について

株式会社延岡総合地方卸売市場

取引のルール	内容	理由
せり人の登録	卸売業者がこの市場において行う卸売のせり人は、卸売業者が開設者に届け出た者でなければならない。	せり売等による卸売を円滑に行うため。
買受人の承認	市場においてせり売り又は入札の方法により卸売を受ける者は、開設者の承認を受けなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
買受人組合の設立	買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、その契約、役員の氏名及び組合員名簿を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。	公正・公平な取引を確保するため。
付属営業人の承認	開設者は、出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供し又は市場の機能の充実に図るため、市場の利用者に便益を提供する業務を営む者等を、市場内において店舗その他の施設を設けて営業する事を承認することができる。	公正・公平な取引を確保するため。
卸売の相手方の制限	卸売業者は、市場における卸売の業務について、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。	せり売等による卸売を円滑に行うため。
上場の順位	卸売業者は、せり売の上場順位については、原則として物品の到着の順序によらなければならない。	せり売等による卸売を円滑に行うため。
卸売業者の買受物品等の制限	卸売業者は、卸売をした物品について、買受人から販売の委託を引き受け又は買い受けてはならない	公正・公平な取引を確保するため。
販売前における受託物品の検収	卸売業者は、市場外にある物品の卸売をする場合を除き、受託物品の数量、等級等について検収を行わなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。

取引のルール	内容	理由
物品取引の下見	市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することが出来ない。見本又は銘柄による売買の場合は、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示していなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
卸売物品の引取り	買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。	せり売等による卸売を円滑に行うため。
売買取引の制限	せり売りによる卸売の場合において、不正又は不当な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、開設者はその売買を差止め又はせり直しを指示することができる。	公正・公平な取引を確保するため。
衛生上有害物品の売買禁止	衛生上有害な物品は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又はその撤去を指示することができる。	安心・安全な青果物の流通を確保するため。
条件付受託品の販売不能の際の措置	卸売業者は、指値その他の条件のある受託品をその条件により販売する事が出来ないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。